

第4号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
許可に係る特殊建築物の位置について
(南アルプス市 産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について①

産業廃棄物処理施設

申請者	エルテック株式会社 代表取締役 天野一
位置	南アルプス市戸田字南戸田916-29他6筆 (用途地域：工業専用地域)
敷地面積	9,849.85m ²
許可対象施設	木くずの破砕施設 (処理能力 257.6t/日)
申請理由	産業廃棄物である木くずの破砕施設を増設することにより、再資源化事業の強化を図り、循環型社会及び低炭素社会への要求の高まりに対応するものである。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について② (建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号))

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について③ (建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号))

(位置の制限を受ける処理施設)

第百三十条の二の二 法第五十一条 本文(法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「**産業廃棄物処理施設**」という。)

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ (略)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について④
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年
政令第三百号))

(産業廃棄物処理施設)

令第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の
処理施設は、次のとおりとする。

一～八 (略)

八の二 第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って
生じたものに限る。)又はがれき類の破碎施設であつて、
一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

木くず

九～十三の二 (略)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について⑤ (建築基準法施行令)

○工業専用地域内の緩和措置

(位置の制限を受ける処理施設)

第一百三十条の二の三 法第五十一条 ただし書(法第八十七条第二項 又は第三項 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一日当たりの処理能力(増築又は用途変更の場合にあつては、増築又は用途変更後の処理能力)が当該処理施設の種類に応じてそれぞれ次に定める数値以下のもの

一～二 (略)

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第六号に該当するものを除く。)

イ～リ (略)

又 廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)又はがれき類の破砕施設 百トン

ル～六(略)

木くず

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について⑥

○許可の要否について

当該処理施設は、建築基準法第51条本文の「都市計画において、その敷地の位置の決定が必要なその他政令（建築基準法施行令第130条の2の2第2号イ）で定める処理施設」に該当する。

また、緩和措置の政令（建築基準法施行令第130条の2の3第3号）で定める範囲を超えるため許可対象となる。

廃棄物処理法 施行令 第7条	産業廃棄物の 種類と処理方法	処理能力	許 可 対 象	
			処理能力	緩和措置 (工業専用地域)
第8号の2	木くずの破碎	257.6t／日	>5t／日	>100t／日

申請概要①

■ 建築物の概要

産業廃棄物中間処理施設(既存4棟、新築なし)

容積率 39.33% < 200% 、 建ぺい率 41.02% < 60%

建築物名称	階数	構造	高さ(m)	延べ面積(m ²)	建築面積(m ²)
1 工場棟1	1	鉄骨造	13.2	3,615.86	3,782.36
2 工場棟2	1	鉄骨造	6.7	196.95	196.95
3 事務所	1	鉄骨造	2.8	25.92	25.92
4 ポンプ室	1	鉄骨造	3.8	35.69	35.69
合計				3,874.42	4,040.92

申請概要②

■ 行為の概要

木くずの破碎処理施設の増設(産業廃棄物)

(1) 処理概要

1日当たりの処理能力

破碎系統	施設	処理能力 (t/日)	予定処理量 (t/日)
破碎系統①(既存)	(1次破碎)KB-480-1500	20.7	10.0
	(2次破碎)SN-110	20.0	10.0
	破碎系統①の最終処理能力	20.0	10.0
破碎系統②(新設)	HC1410	237.6	2.0
合計		257.6	12.0

(2) 稼働時間

8時～17時 8時間/日(月曜日～土曜日)

申請概要③

■ その他の施設

(1) 建築基準法第51条許可済行為(H20年度許可)

- ・ 汚泥の乾燥施設(脱水汚泥・グリストラップ汚泥)

(2) 建築基準法第51条許可対象外行為

- ・ 廃プラ類、紙くず、繊維くず等の積替保管、破碎、
圧縮、選別施設
- ・ 動植物性残さの乾燥施設

都市計画図

南アルプス都市計画区域

甲府都市計画区域

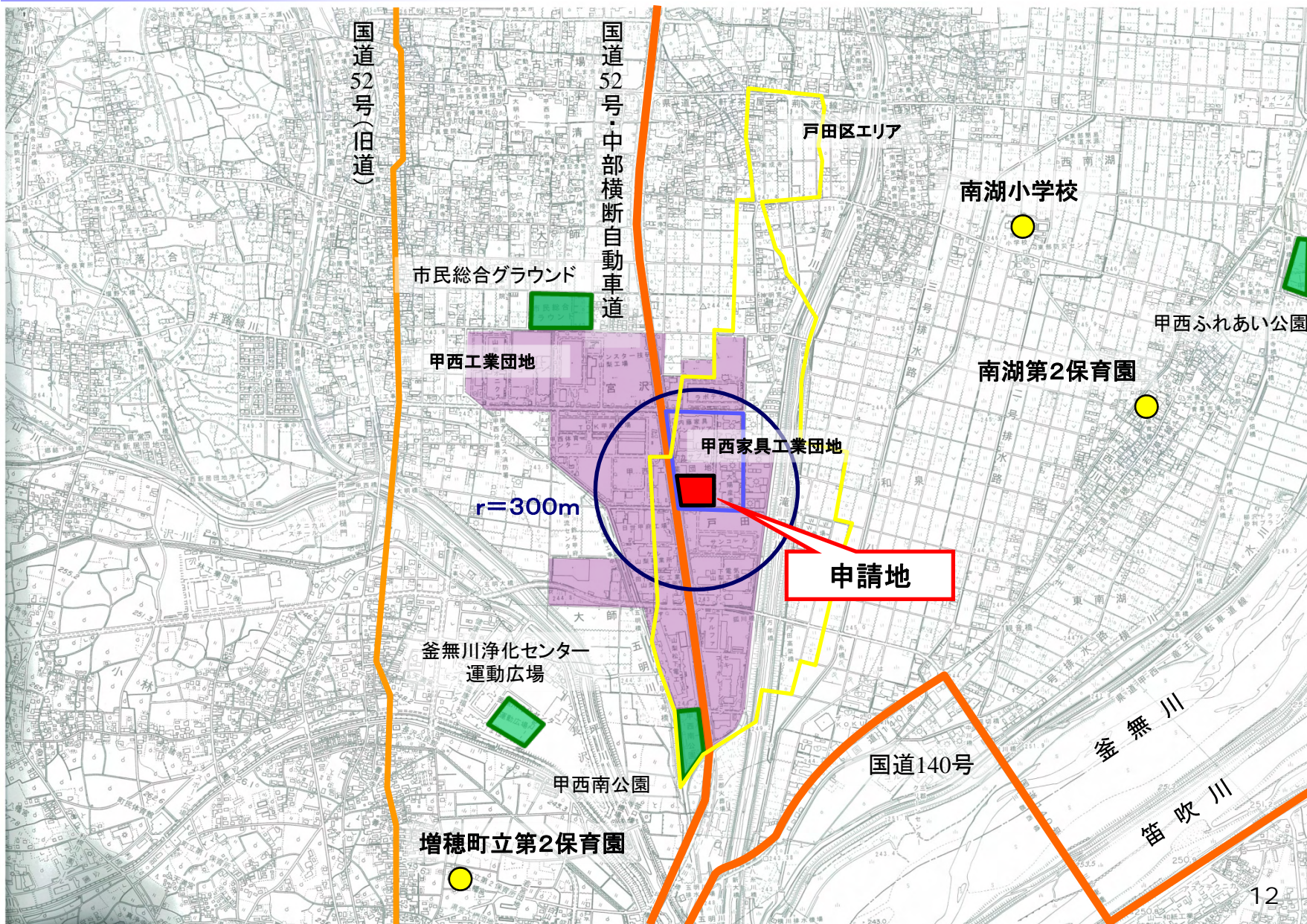
申請地
(工業専用地域)

富士川都市計画区域

市川三郷都市計画区域

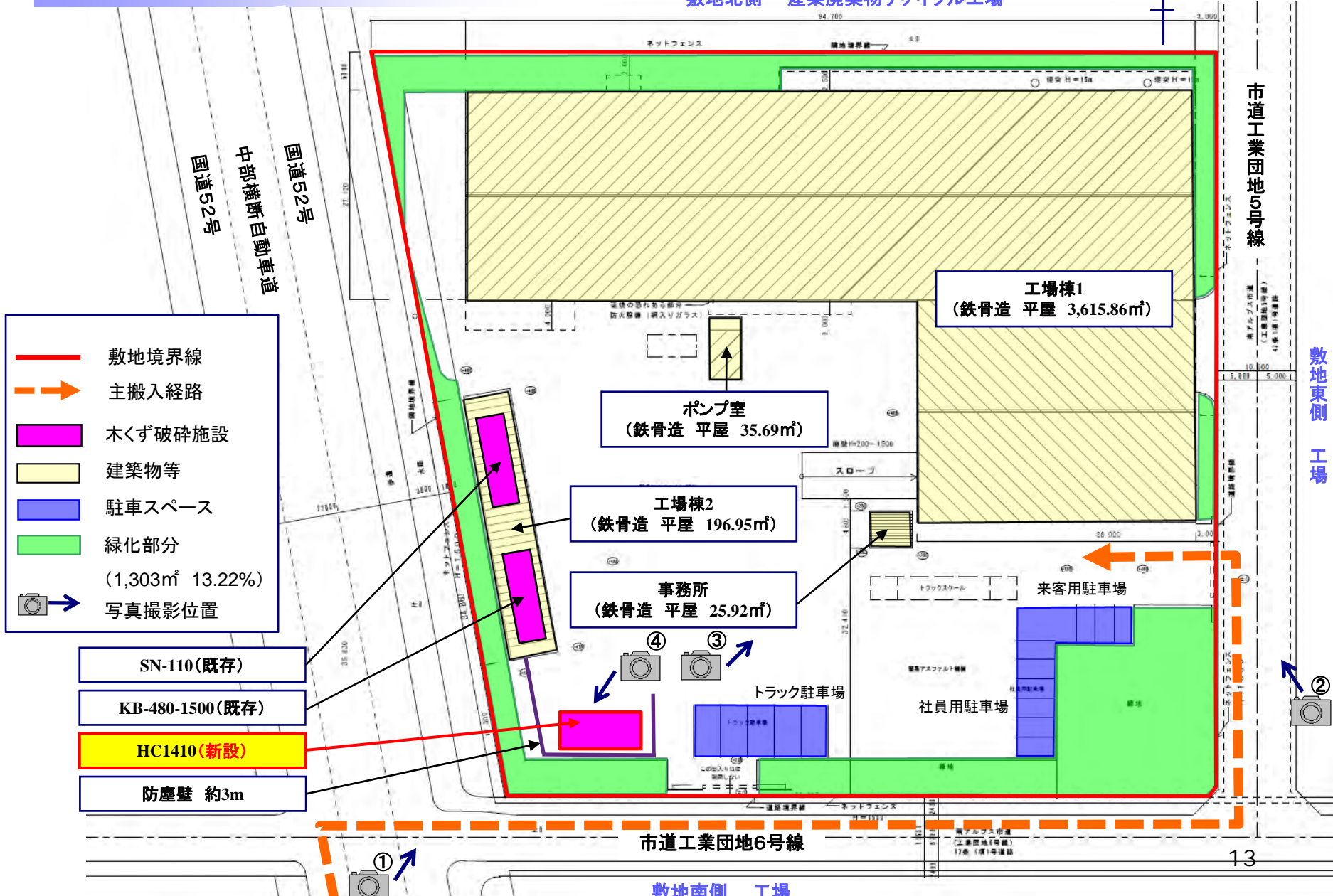





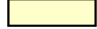



周辺状況図



配置図

敷地北側 産業廃棄物リサイクル工場



-  敷地境界線
-  主搬入経路
-  木くず破碎施設
-  建築物等
-  駐車スペース
-  緑化部分
(1,303㎡ 13.22%)
-  写真撮影位置

- SN-110(既存)
- KB-480-1500(既存)
- HC1410(新設)
- 防塵壁 約3m

- 工場棟1
(鉄骨造 平屋 3,615.86㎡)
- ポンプ室
(鉄骨造 平屋 35.69㎡)
- 工場棟2
(鉄骨造 平屋 196.95㎡)
- 事務所
(鉄骨造 平屋 25.92㎡)

工場棟1
(鉄骨造 平屋 3,615.86㎡)

ポンプ室
(鉄骨造 平屋 35.69㎡)

工場棟2
(鉄骨造 平屋 196.95㎡)

事務所
(鉄骨造 平屋 25.92㎡)

来客用駐車場

社員用駐車場

トラック駐車場

市道工業団地6号線

敷地南側 工場

市道工業団地5号線

敷地東側 工場

現況写真(1)



敷地外 南西側より撮影
(撮影位置①)

主搬入路

国道52号

現況写真(2)



現況写真(3)



敷地内 南西より撮影
(写真撮影位置③)



機械設置予定位置
(写真撮影位置④)

防塵壁

エルテック株式会社の産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性について(検討項目)

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

1 位置の妥当性について

- 計画地は南アルプス市の南東部に位置する甲西工業団地内にあり、周辺は各種工場に囲まれた南アルプス都市計画区域内の工業専用地域である。
- 申請敷地の隣地は、西側に国道52号(甲西道路)及び中部横断自動車道、東側に市道工業団地5号線、南側に市道工業団地6号線が、北側には産業廃棄物リサイクル工場が隣接している。
- 南アルプス市の都市計画マスタープランにおいて、当該敷地の位置は工業拠点として位置づけられている。
- 申請敷地から300m以内には学校、保育所、病院、図書館、老人ホーム等は存在しない。

2 搬出入路の妥当性

- 搬出入ルートは、国道52号(甲西道路)から工業団地内の南アルプス市道工業団地6号線(幅員11.5m)、南アルプス市道工業団地5号線(幅員10m)を経て、計画地東側出入口にアクセスし、住宅地や繁華街を通過せず運搬が可能である。
- 増設施設の最大処理能力は237.6tだが、予定処理量は2tである。本計画により増加する交通量は搬出入合わせて1日当たり4t車10台程度であり、交通量への影響は少ない。
 - ※樹木・木くず等は比重が軽いため、4t車に0.5t分程度しか積載できない。
 - よって、予定処理量2tに対し、搬出入合わせて4t車10台程度を見込んでいる。
- 搬出入車両が集中した場合においても敷地内に十分な駐車スペースを確保しており、周辺へ与える影響は少ない。

3 施設計画の妥当性

○ 配置計画

- 搬出入車両の動線計画、待機車両スペースの確保、社員及び来客駐車スペースの確保等、敷地内での混乱がないよう有効な計画がなされており、特に支障ない計画である。

○ 緑化等への配慮

- 緑化への配慮としては、敷地境界に沿って既存植栽帯が全周に配置され、緑化率が敷地全体の13.22%となっており、支障ない。

※山梨県環境緑化条例の規定値は5%以上

○ 環境部局との協議

- 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領による事前協議が終了し、結果通知書が平成25年3月26日付けで交付され、施設設置許可の手続きが並行して進められている。

4 環境公害対策の妥当性

○騒音・振動について

- 生活環境影響調査が実施され、騒音規制法（第4種区域の基準）、振動規制法（第2種区域の基準）の規制基準に対し、支障ないとの結果が得られている。

調査事項	調査項目	区域	基準値	予測値
騒音	騒音レベル	第4種区域	70dB	66dB
振動	振動レベル	第2種区域	65dB	50dB

- 施設の増設後、騒音・振動についての環境影響調査に建築住宅課が立ち会う。

4 環境公害対策の妥当性

○ 大気汚染について

- 増設する破砕施設については、新たに3方を壁で囲むことにより粉塵の飛散を防ぐとともに、必要に応じた散水、強風時の作業中止等の対策を行なう。

また、搬出入車両による大気汚染については、適切な車両点検整備を行ない、良好な状態で使用するほか、アイドリングストップ等を実施する。

○ 水質汚濁について

- 本計画による排水の発生要因はない。

○ 悪臭について

- 本計画による悪臭の発生要因はない。

5 地元住民等との合意形成等

○地元住民等

- 施設計画予定地の隣接地、戸田区長、甲西家具団地工業団地協同組合及び甲西工業団地の合意が得られている。

○市町村の意見

- 南アルプス市から支障なしとの意見書が提出されている。